

令和 3 年 度

# 八代市議会文教福祉委員会記録

---

## 審 査 ・ 調 査 案 件

- |                     |    |
|---------------------|----|
| 1. 12月定例会付託案件 ..... | 2  |
| 1. 所管事務調査 .....     | 24 |
- 

令和 3 年 1 2 月 1 4 日 (火曜日)

# 文教福祉委員会会議録

令和3年12月14日 火曜日

午前10時00分開議

午後 0時48分開議（実時間158分）

（第3期八代市教育振興基本計画（素案）について）

（八代市学校給食施設再編整備方針（案）について）

## ○本日の会議に付した案件

1. 議案第132号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）
1. 議案第158号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第9号（関係分）
1. 議案第133号・令和3年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号
1. 議案第134号・令和3年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第1号
1. 議案第135号・令和3年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号
1. 議案第138号・令和3年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号
1. 議案第144号・指定管理者の指定について（八代市泉地域福祉センター、八代市泉憩いの家、八代市五家荘デイサービスセンター、八代市柿迫生きがいセンター）
1. 議案第160号・財産の取得について（八代市小・中・支援学校ICT機器類（タブレット端末機、モニター類、無線機（アクセスポイント）））
1. 議案第157号・八代市教育サポートセンター条例の一部改正について
1. 議案第155号・八代市国民健康保険条例の一部改正について
1. 議案第156号・八代市国民健康保険税条例の一部改正について
1. 所管事務調査
  - ・教育に関する諸問題の調査
  - ・保健・福祉に関する諸問題の調査（新型コロナウイルスワクチン接種について）

## ○本日の会議に出席した者

委員長 中村和美君  
副委員長 金子昌平君  
委員 大倉裕一君  
委員 友枝和也君  
委員 中山諭扶哉君  
委員 橋本徳一郎君

※欠席委員 橋本幸一君

## ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

## ○説明員等委員（議）員外出席者

教育部長 中勇二君  
教育部次長 福本桂三君  
理事兼教育政策課長 松川由美君  
教育政策課主幹兼学校管理係長 松本豊君  
教育サポートセンター所長 入佐正夫君  
健康福祉部長（福祉事務所長兼務） 丸山智子君  
健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務） 白川健次君  
健康推進課長（子育て世代包括支援センター所長兼務） 稲本京子君  
健康推進課審議員兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長 森田克彦君  
理事兼健康福祉政策課長 野田章浩君  
健康福祉政策課長補佐 相澤誠君  
健康福祉政策課主幹兼政策係長 秋永誠一君  
国保ねんきん課長 西田裕一君  
こども未来課長 岩崎龍一君

長寿支援課長 石 本 淳 君  
(成年後見支援センター所長兼務)

財務部

契約検査課長 岩 崎 伸 一 君  
部局外

水道局次長兼工務係長 松 岡 長 武 君

---

○記録担当書記 森 田 亨 君

(午前10時00分 開会)

○委員長(中村和美君) それでは、改めておはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) それでは、定刻となり、定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。なお、令和2年7月豪雨に関する特別委員会の設置に伴い、令和2年7月豪雨に関する予算・事件・条例案等につきましては、特別委員会に付託となりますので、御承知お祈いします。

---

◎議案第132号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第8号(関係分)

○委員長(中村和美君) 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第132号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、歳出の第9款・教育費について、教育部から説明願います。

○教育部長(中 勇二君) 皆さん、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 本日はよろしくお祈いいたします。

それでは、議案第132号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第8号のうち、当委員会に付託されました教育部所管分の予算について、次長の福本のほうから御説明を申し上げま

すので、よろしくお祈いいたします。

○教育部次長(福本桂三君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 教育部の福本です。よろしくお祈いします。着座にて説明させていただきます。

○委員長(中村和美君) はい、どうぞ。

○教育部次長(福本桂三君) それでは、予算書の説明に入ります前に、まず、今回の12月補正予算における人件費の補正内容につきまして説明させていただきます。

今回の人件費補正予算の主な要因としましては、3点でございます。

まず1点目としまして、人事異動等に伴う給料、諸手当の増減による影響、次に2点目としまして育児休業及び退職による影響、3点目として共済組合負担金の率改定による影響でございます。

特に1点目の人事異動等に伴う給料、諸手当の増減による影響につきましては、当初予算におきまして人件費を計上するときは、当初予算編成時点の職員を基に積算しております。しかし、翌年4月1日の人事異動に伴う職員配置の変更によりまして、給料の高い職員と給料の低い職員とが入れ替わるなどがありますので、毎年度12月に人事異動等に伴う人件費の補正を行っております。

なお、本年度の人事院勧告に基づく給与改定についてですが、賞与の引下げ改定が勧告されたものの、国においては、極めて異例のこととしまして、本年の給与改定を見送っているところでございます。また、熊本県におきましても同様に、本年の給与改定を見送っているところでございます。

このようなことから、本市におきましても、県内各自治体の動向を注視しながら慎重に検討を重ねた結果、本年の給与改定は実施しないこととしております。

それでは、教育部における補正の内容につい

てです。

八代市一般会計補正予算書・第8号を御覧ください。

4ページをお開きください。

歳出の第9款・教育費で2億6161万5000円を増額し、補正後の額を45億9633万8000円とするものでございます。なお、補正額のうち、教育部が所管します額は2億5121万6000円を増額補正でありまして、その他の補正額分1039万9000円は、経済文化交流部が所管するものでございます。

また、社会教育施設解体事業・豪雨災害の2億5045万9000円につきましては、令和2年7月豪雨に関連する予算となりまして、先日の令和2年7月豪雨に関する特別委員会にて御審議いただいておりますので、本委員会での御説明を省略させていただきます。

これにより、本委員会でご審議いただきます教育部所管の人件費の補正額は75万7000円になります。

それでは、具体的な補正の内容について御説明いたします。

予算書の31ページの下段をお願いいたします。

款9・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費では、特別職を含む職員47人分の補正としまして、396万4000円を増額補正しております。増額の理由としましては、人事異動等による給料や共済組合負担金率改定による共済費などの増額によるものです。

次に、目3・教育サポートセンター費です。職員3人分の補正として4万9000円を増額補正しております。増額の理由としましては、人事異動等による給料や共済組合負担金率改定による共済費などの増額によるものでございます。

続きまして32ページです。

款9・教育費、項5・幼稚園費、目1・幼稚

園費です。職員24人分の補正としまして74万9000円を増額補正しております。増額の理由としましては、人事異動等による給料や共済組合負担金率改定による共済費などの増額によるものです。

次に、款9・教育費、項6・学校給食費、目1・学校給食費です。職員9人分の補正としまして24万5000円を減額補正しております。

減額の理由としましては、共済組合負担金率改定による共済費の増額よりも、人事異動等による職員手当等の減額が大きいことなどによるものです。

次に、款9・教育費、項7・社会教育費、目1・社会教育総務費です。職員8人分の補正としまして、125万円を増額補正しております。増額の理由としましては、人事異動等による給料及び職員手当等や共済組合負担金率改定による共済費などの増額によるものでございます。なお、社会教育施設解体事業・豪雨災害は、令和2年7月豪雨に関する特別委員会でご審議いただいておりますので、ここでは省略させていただきます。

次に、33ページでございます。

款9・教育費、項7・社会教育費、目2・公民館費では、職員10人分の補正としまして、705万円を減額補正しております。減額の理由としましては、共済組合負担金率改定による共済費の増額よりも、人事異動等による給料、職員手当等、共済費の減額が大きいことなどによるものでございます。

次に、1つ飛びまして目5・博物館費です。職員10人分の補正としまして、204万円を増額補正しております。増額の理由としましては、人事異動等による職員手当等や共済組合負担金率改定による共済費などの増額によるものでございます。

以上が教育部所管の人員費の補正予算の内容

でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） すいません、最初の人件費の説明で、ポイントを3点お話しされた中で、育児手当と退職というお話が2点目にあっただと思うんですけど、教育費の中で退職者、出られたんですかね。

○教育部長（中 勇二君） 中途退職者はございません。

○委員（大倉裕一君） 分かりました。全体的なところでの考え方を述べていただいたところですね。はい。よかったら、教育委員会の中では退職者はありませんと言っていたかとよかったかなと思います。了解です。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないようですね。以上で第9款・教育費について終了いたします。

執行部入れ替わりのため、小会します。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（午前10時10分 小会）

（午前10時11分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、歳出の第3款・民生費及び第4款・衛生費について、健康福祉部から説明をお願いします。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（丸山智子君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部の丸山です。よろしくお願いたします。

本日、健康福祉部関連で委員会に付託されま

した議案のうち、まず、議案第132号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第8号関係分を白川健康福祉部次長が御説明申し上げます。また、追加提案の議案第158号・一般会計補正予算・第9号は岩崎こども未来課長が、その後の議案第133号・国民健康保険特別会計補正予算・第1号及び議案第134号・後期高齢者医療特別会計補正予算・第1号は西田国保ねんきん課長が、議案第135号・介護保険特別会計補正予算・第1号は石本長寿支援課長が、議案第138号・診療所特別会計補正予算・第1号は野田理事兼健康福祉政策課長が説明いたします。その後の事件議案及び条例議案につきましても、それぞれの関係各課長が御説明申し上げますので、御審議のほどどうぞよろしくお願いたします。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（白川健次君） 皆様、改めましておはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部の白川でございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。それでは、座って説明をさせていただきます。

それでは、議案第132号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第8号をお願いたします。

文教福祉委員会付託分のうち、健康福祉部所管分等について御説明をいたします。なお、今回の補正予算における人件費の補正内容につきましては、先ほどの教育費と同様、人事異動によるものをはじめ、育児休業及び退職、市町村職員共済組合の負担金の率改定等の影響による人件費の増減額を補正するものでございます。

それでは、補正予算書の3ページをお願いたします。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出でございますが、まず、款3・民生費、項1・社会福祉費で補正額5306万円を追加し、補正後の予算額は114億9650万円に、項2・児童福祉

費で補正額2243万4000円を減額し、補正後の予算額は96億3892万6000円に、項3・生活保護費で補正額816万7000円を減額し、補正後の予算額は32億280万3000円としております。民生費の総額は3つ上になりますが、243億3949万5000円でございます。

次に、款4・衛生費、項1・保健衛生費で補正額2億1875万8000円を追加し、補正後の予算額は20億7007万5000円とし、衛生費の総額は1つ上になりますが、41億2110万8000円としております。

それでは、歳出の具体的内容について御説明いたします。

22ページをお願いいたします。

下段の表の款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費で補正額4896万8000円の増額を計上しております。

節の欄ですが、節2・給料から節4・共済費までは、職員14人分の補正として1684万4000円を増額しております。増額の理由としましては、人事異動や共済組合負担金率改定による影響が主なものでございます。

また、節18・負担金補助及び交付金で4713万9000円を増額しております。これは、後期高齢者医療広域連合負担金事業において、当該広域連合に支払う令和2年度の後期高齢者医療に係る療養給付費負担金の精算に伴い、不足が生じたことから、追加納付する経費を補正するものです。

なお、節27・繰出金で1501万5000円を減額しておりますのは、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計の人件費減額補正に伴い、繰出金が減少したことが主な理由です。

次の目2・老人福祉対策費で、職員5人分の補正として815万4000円の減額を計上しております。減額の理由としましては、人事異動による影響が主なものでございます。

次の目3・社会福祉対策費で補正額1530万円の増額を計上しております。これは、総合福祉センター管理運営事業において、総合福祉センター開館当時から使用している集中管理方式の空調設備が老朽化により故障し、修理ができないため、新たに個別空調機器を設置する経費を補正するものです。なお、特定財源として、全額地域福祉基金があります。

次の目4・障害福祉対策費で職員24人分の補正として425万円の減額を計上しております。減額の理由としましては、人事異動や職員1人の育児休業による影響が主なものでございます。

23ページをお願いいたします。

上段の表の目5・国民年金費で補正額119万6000円の増額を計上しております。

節の欄ですが、節2・給料から節4・共済費までは、職員5人分の補正として99万8000円を増額しております。増額の理由としましては、人事異動や共済組合負担金率改定による影響が主なものでございます。

また、節12・委託料で19万8000円を増額しております。これは、年金事務事業において、国民年金法施行規則の改正により、来年4月から年金手帳が廃止され、基礎年金番号通知書に代わることに伴い、必要なシステム改修に要する経費を補正するものです。なお、特定財源として、全額国庫支出金があります。

次に下段の表になりますが、項2・児童福祉費、目1・児童福祉総務費で職員20人分の補正として1346万6000円の減額を計上しております。減額の理由としましては、人事異動による影響が主なものでございます。

次の目3・保育所費で、職員87人分の補正として896万8000円の減額を計上しております。減額の理由としましては、人事異動や保育所11人の育児休業による影響が主なものでございます。

24ページをお願いします。

上段の表の項3・生活保護費、目1・生活保護総務費で職員27人分の補正として816万7000円の減額を計上しております。減額の原因としましては、人事異動や職員1人の退職による影響が主なものでございます。

次に下段の表の款4・衛生費、項1・保健衛生費、目1・保健衛生総務費で補正額354万7000円の増額を計上しております。

節の欄ですが、節2・給料から節4・共済費までは、職員39人分の補正として352万1000円を減額しております。減額の原因としましては、職員9人の育児休業等による影響が主なものでございます。

また、節12・委託料で373万8000円を増額しております。これは、健康増進事業において、健診情報についてマイナンバー制度を活用し、マイナポータルでの閲覧や市町村間での情報連携を開始するに当たり、必要なシステム改修に要する経費を補正するものです。なお、特定財源として国庫支出金があります。

また、節18・負担金補助及び交付金で269万5000円を増額しております。これは、水道施設補助金事業において、二見洲口町の舟津地区水道組合から申し出のあった受水槽の取替えに係る補助金の交付に要する経費を補正するものです。なお、節27・繰出金の63万5000円の増額は、診療所特別会計の人件費補正分に対する繰出金です。

最後に、目2・予防費で補正額2億1521万1000円を増額を計上しております。新型コロナウイルスワクチン接種事業の2億1303万3000円は、新型コロナウイルスワクチンの3回目の追加接種を実施するために必要な経費を補正するものです。なお、特定財源として、全額国庫補助金と寄附金があります。

また、各種予防接種事業の217万8000円は、先ほどの健診情報と同様に、マイナバ

一制度を活用した情報連携の対象として、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種が追加されたため、必要なシステム改修に要する経費を補正するものです。なお、特定財源として、国庫支出金があります。

以上で議案第132号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第8号のうち、健康福祉部所管等分の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 手前のほうから。健診データをマイナポータルと連携するということでしたけども、この利用率というのはどの程度考えられますか。

○健康推進課長（子育て世代包括支援センター所長兼務）（稲本京子君） 健康推進課の稲本です。

マイナポータルの利用率ですけども、今現在、マイナンバーカードの普及が全体の3割程度と聞いておりますので、その普及率が上昇すると、今後周知をすることで利用のほうも上がってくるかなと思いますけど、具体的に今どのくらいを見込んでいるかというのは、すいません、そこまではこちらのほうもつかんでいないところです。

○委員（橋本徳一郎君） 実際、医療現場でもマイナンバーの読み取りする機械とかもですね、なかなか入ってないというのもあるんですね。国の制度なんで整備せざるを得ないという部分もあるのかもしれないんですけど、この辺の利用とかは慎重に行っていただきたいなと思います。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（橋本徳一郎君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（中山諭扶哉君） すいません。水道施設補助金事業の舟津地区の受水槽の件なんです

けど。これ、今、世帯って、どのくらいぐらいあるんですか。供給世帯です。

○水道局次長兼工務係長（松岡長武君） 水道局、松岡でございます。

世帯数としては約35世帯あるというふうに聞いております。

以上です。（委員中山諭扶哉君「ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（中山諭扶哉君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（大倉裕一君） この水道施設補助金事業というのは、条例で定められてるということで認識をしてよろしいんでしょうか。

それにあって、この舟津地区の前回の取替えと、ほかに該当するところの地域、お分かりでしたら、答弁お願いできればと思います。

○水道局次長兼工務係長（松岡長武君） まず1点目、いつ頃のことということでございますが、このタンクが平成11年に設置された20トンのタンクでございます。

それと、こちら条例でございますが、八代市水道施設補助金交付規則というのがございまして、これにのっとって交付をするという形でございます。

それから、そのほかどういったところがあるのかというところでございますが、今年1件申請があつてのが、坂本町瀬戸石地区の水道組合さんのほうから1件申請が出ているというところでございます。

以上でございます。（委員大倉裕一君「ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（大倉裕一君） 総合福祉センターの空調設備、老朽化で故障しましたということでした。通常、原状復旧といいますが、集中管理の

ものであれば集中管理の方式へというのが、行政、今までやってこられたルールだったと思いますが、大きな流れだったと思うんですけど、今回、個別空調機というふうなお話だったと思います。どういった御検討の結果そういうふうになったのか、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

○理事兼健康福祉政策課長（野田章浩君） 健康福祉政策課の野田でございます。よろしくお願ひいたします。

この総合福祉センターにつきましては、昭和50年、1975年から使用しておりまして、もう45年以上経過している施設になってまいります。

それで、集中管理方式の空調が、一応昭和49年度の製造の機械ということで老朽化で故障しまして、機器が古く修理不能ということでございました。

そこで、営繕課職員あたりとも、一応現地を見まして協議したところ、個別のほうがいいという判断の中で、こういうふうにした次第でございます。

以上です。

○委員（大倉裕一君） 個別のほうがいいという、その理由がやっぱりあると思うんですよ。どういった検討をされた結果として、個別のほうがいいですよという、そういう判断をされたと思うんですけど、そこを答弁をお願いしたいんですけど。

○健康福祉政策課主幹兼政策係長（秋永誠一君） 健康福祉政策課の秋永と申します。

個別空調機器の導入の理由といたしましては、やはり集中管理方式と違いましてですね、個別のほうは今、安価でですね、あと故障時にですね、個別対応ができるということと、あと利用時間等を考えましてですね、その使用時間のみ使用ができるということが上げられます。それと電気料のコストあたりもですね、個別で

その時間だけ使えば電気料もお安くなるというところで、個別空調のほうを選んでいただいたというふうな形になります。

以上です。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） その効果というのはいくらぐらいかということまで算定されてますか。

○健康福祉政策課主幹兼政策係長（秋永誠一君） これ、営繕課に確認したところですね、時間当たりのワット数がですね、以前の集中管理方式であれば時間当たり30キロワットと、個別空調機であれば21キロワットということで、大体そのワット数から換算いたしますと2割から3割ぐらい電気代のほうはお安くなるんじゃないかというふうに伺っております。

以上です。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（大倉裕一君） 具体的な数値は出されていないということはいいんですよね。安価になるというところは分かるんですけど、その個別的なところをどれぐらい安くなったのかということを知りたいんですけど。いいです、もう。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。いいですね、じゃ。

ほかありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 後期高齢者医療広域連合の負担金の補正についてなんですが、令和2年が一般的に受診抑制、介護利用抑制というのがあったと思うんですけど、後期高齢がちょっと増えてるという理由はどういうことですかね。理由が分かれば教えていただきたいですが。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） 国保ねんきん課の西田でございます。

後期高齢者医療広域連合の負担金が増えた理由ということで、これ、毎年度ですね、後期高

齢者の広域連合で次の年の医療費の伸びを、医療費の見込みを立ててですね、各市町村に割当てをいたしますが、広域連合が見込んだ医療費の伸びよりもですね、本市の医療費の伸びが大きく上回ったということがございます。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（橋本徳一郎君） いや、確かにそのとおりだと思うんですが、その伸びた理由はどういったことだったのかなというのが分かればと思ひまして、聞いたんですけど。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） ねんきん、西田でございます。

医療費の増加した要因としましてですが、科目ごとに伸びたところではですね、医科の入院と調剤報酬が10%前後伸びているということがございます。特に医療費の増加傾向につきましては、骨折が上げられます。1件に対する医療費も増加傾向にあるということがございます。また、調剤関係につきましてはですね、難病に対する高価な薬品の使用によるものが増えていくということで、それらによって医療費が増加したものと考えております。

以上でございます。

○委員（橋本徳一郎君） 分かりました。骨折とか、難病、入院とかいうことですので、やはり日常の運動。外に出たり、運動するのが大分減ってるのも影響するのかなと思いますので、そういった政策もちょっと今後考えていただきたいと思います。意見をお願いします。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 新型コロナウイルスワクチン接種3回目の件で。2回目のことと併せてという形になるんですけど。今回2回目は接種に行かれるタクシー利用助成券だったですかね、交通費の補助を出されたと思うんですけど、3回目はどんなされるんでしょうか。

○健康推進課長（子育て世代包括支援センター所長兼務）（稲本京子君） 健康推進課、稲本

です。

3回目のタクシー利用助成についても、1・2回目同様、65歳以上の高齢者を対象に考えております。

以上です。

○委員（大倉裕一君） すいません。1・2回目の実績という形では、どのくらいの予算に対してどれくらいの実績が上がったんでしょう。もし、担当課のほうに市民の方からのお声あたりが届いていましたら、そちらのほうも御紹介いただければと思います。

○健康推進課審議員兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（森田克彦君） 健康推進課、森田でございます。

1・2回目接種の高齢者タクシー利用助成でございますが、お1人に2回接種分で4枚の助成券を交付しております。交付枚数は16万1760枚交付しております、そのうち10月までの利用でございますが、1万4630枚の利用がっております。割合でしますと、9.9%の割合でございます。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。（「市民からの反応」と呼ぶ者あり）

○健康推進課審議員兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（森田克彦君） すいません。市民からの反応でございますが、お電話等で、移動の支援ということでタクシー利用助成につながったという御意見もいただいておりますし、医療機関のほうからも駐車場あたりの混雑が解消したというような御意見等もいただいているところです。

以上です。

○委員（大倉裕一君） すいません。利用率って、9%ですか。

○健康推進課審議員兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（森田克彦君） 接種回数で申し上げますと、8万1402回接種されたう

ち、8843回の御利用がっておりますので、利用率としては10.9%の利用ということになりますので、おおむね高齢者の方の1割程度の方がタクシーの利用を助成されたということになります。

以上です。

○委員（大倉裕一君） 私もですね、このタクシー利用助成という部分では、市内の高齢者の皆さんにとってはもう不要だという声が届きました。しかし、一方では、ほかの山間部といえますか、のほうの方からすると非常にありがたかったというお声もいただきました。

そういったところでは、もう少し丁寧な行政からの説明もあってもいいのかなというふうに思いますので、どこに焦点を当ててサービスをするかということになってくるかなと思うんですけど、市内の方に焦点を当てたら、やっぱり不便になられるので、私は山間部の皆さんの声に基づいてそういった補助があってもいいのかなというふうに思いますので、ぜひ利用率が上がるようにですね、もうちょっと行政のほうからも説明をお願いしておきたいなというふうに思います。

最後はもう意見で。

○委員長（中村和美君） はい、分かりました。

○委員（橋本徳一郎君） そのワクチン接種のタクシー利用助成ですけど、交通弱者、いわゆる身体障害の方とかですね、そういった方からもちょっとぜひ使わせてほしいということもありましたけども、途中ちょっと担当課に問い合わせましたが、予算を組む予定はないということですけど、今後そういうのを検討されるというのはどうでしょう——ありますか。

○健康推進課長（子育て世代包括支援センター所長兼務）（稲本京子君） 健康推進課、稲本です。

交通弱者の障害者等へのということなんです

けれども、検討いたしましたけれども、1・2回目同様、今回も高齢者を対象と考えております。高齢者が新型コロナウイルス感染症に重症化しやすいということもありまして、なるべく接種率を高めたいということで、県内の実施状況も把握しまして、65歳以上の高齢者ということにさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員（橋本徳一郎君） 障害を持たれる方はですね、免疫系があまり強くないという方も結構おられるのでですね、その辺も検討をお願いしたいと思います。意見をお願いします。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ほかになければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第132号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会します。

（午前10時41分 小会）

（午前10時42分 本会）

◎議案第158号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第9号（関係分）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第158号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第3款・民生費について、

健康福祉部から説明願います。

○こども未来課長（岩崎龍一君） こども未来課の岩崎と言います。よろしくお願いいいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第158号・令和3年度八代市一般会計補正予算書・第9号をお願いいたします。

文教福祉委員会付託分について御説明いたします。なお、補正予算の内容は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組の一つとして、臨時特別給付金を支給することが決定されたため、追加提案としたものでございます。

まず、2ページをお願いします。

第1表・歳入歳出予算補正の歳出でございしますが、款3・民生費、項2・児童福祉費で9億6802万6000円を追加し、補正後の予算額は106億695万2000円とし、民生費の総額は、1つ上になりますが、253億752万1000円としております。

続きまして、7ページをお願いします。歳出の具体的な内容を説明いたします。

上の表になりますが、款3・民生費、項2・児童福祉費、目4・子育て世帯臨時特別給付金給付事業費で9億6802万6000円を計上しております。これは、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業において、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯を力強く支援し、その未来を拓く観点から、18歳までの子供さんを養育している方に対し、子供1人当たり5万円の現金を支給するものでございます。なお、本給付金には、子供を養育している方に所得制限が設けられており、令和3年度の所得が児童手当の所得制限限度額内の方が対象となります。また、支給対象者には、令和3年9月の児童手当の支給対象児童や令和3年9月3

0日時点で高校生世代の子供を養育する者に加え、令和4年3月31日までに出生した児童を養育する者も含まれます。

支出のうち主なものでございますが、通知発送の郵便料等の役務費などの事務費と給付金の給付費でございます。なお、給付費は、支給対象児童約1万9300人と見込んで計上いたしました。また、特定財源として、国庫支出金が10分の10あります。

今後のスケジュールとしましては、支給対象者には事前に案内通知を発送し、令和3年9月30日において、児童手当に該当する児童及び高校生のきょうだい分については、プッシュ型支給、いわゆる申請不要で児童手当登録口座に年内に振り込む予定としております。そのほか、高校生のみを養育する者及び公務員については令和4年1月6日より申請を受け付け、随時速やかに支給することとしています。

以上で、議案第158号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第9号の説明とさせていただきます。御承認のほどよろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 今、話題になっているところの現金支給だと思いますけど、昨日ですけど、岸田首相が10万円現金一括もあり得るというふうなことを答弁されています。これについては、八代市としては、それを受けてというのではないのでしょうか。

○こども未来課長（岩崎龍一君） 今回の給付金につきましては、当初18歳以下の10万円の給付ということで、年内に現金の5万円ということで、その後にクーポンの給付ということで、国のほうから示されておりましたので、その方針に基づいて今回も補正を上げているところですね、今回、クーポンとか、現金とかについて、今後、情報も錯綜しておりますので、

国の正式な通知等来たらですね、今後の現金給付等もですね、踏まえて検討していくということにしております。

○委員（橋本徳一郎君） 一括になるとちょっと年内というのは厳しいのかもしれませんが、クーポンという事務費なども結構かかってくるというのもあるので、できるだけ現金でしていただけたらなというふうに私は思います。意見をお願いします。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 大変な業務量になるのではないかなというふうに推察してるんですけども。例えば、臨時的な雇用をされるとか、そういった対応というのは、今回必要ないのでしょうか。

○こども未来課長（岩崎龍一君） 今後、国の方針というかですね、正式な通知というものもあるんですけども、ちょっとクーポンになったら、相当な事務量になるというふうに考えられますので、いろいろ室をつくったりとか、そういうことも検討しないといけないかと思っておりますけれども、現金給付であればですね、今回、先行型の給付に追加して、同じ対象者ということになりますので、現金になると、その辺の事務というのは低減できるのかなというふうに思っております。

○委員（大倉裕一君） 今回の現金給付については今のスタッフで対応が、大変なんでしょうけど、やっていきますということで認識をしたというふうに思います。

今、橋本委員のほうからもありましたけれども、時間外をして業務委託をやって、たくさんのまた金額を使いながらクーポンを給付しているほうがいいのか、直接現金で支給したほうがいいのかというところはしっかりまた担当課のほうで御検討をですね、していただきまして、こちらの委員会のほうにもまた御報告をいただければというふうに思いますので、よろし

くお願いしたいと思います。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。ほかありませんですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第158号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会します。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

（午前10時50分 小会）

（午前10時51分 本会）

◎議案第133号・令和3年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第133号・令和3年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） 国保ねんきん課の西田でございます。どうぞよろしくお願いたします。座って説明させていただきたいと思ひます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） 失礼します。それでは、議案第133号・令和3年度八代市国民健康保険特別会計補正予算について説明させていただきます。

今回の補正予算における人件費の補正内容に

つきましては、先ほどの民生費等と同様、人事異動や育児休業に伴う給料、諸手当の増減や市町村職員共済組合の負担金の率改定等の影響による人件費の増減額を補正するものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条において、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ996万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ169億1849万円といたしております。

2ページをお願いいたします。

第1表・歳入歳出予算補正の下の表、歳出でございますが、款1・総務費、項1・総務管理費で996万6000円を減額補正し、補正後の予算額を1億9229万2000円といたしております。

続きまして3ページをお願いいたします。

第2表・債務負担行為補正の表でございます。1項目めの診療報酬明細書点検整理等業務委託は、医療機関から熊本県国民健康保険団体連合会を通して請求される診療報酬明細書の点検委託に係る経費で、期間を令和3年度から令和4年度とし、限度額を各点検項目の単価に取扱い件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税の額を加算した額といたしております。

2項目めの国民健康保険証作成経費は、保険証の印刷に係る経費で、期間を令和3年度から令和4年度とし、限度額を317万9000円といたしております。いずれも令和4年度当初から履行を開始するもので、予算執行の事前準備として新年度開始前に契約締結を行う必要がありますので、債務負担行為の設定を行うものでございます。

それでは、歳出の具体的内容について御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

下の表の款1・総務費、項1・総務管理費、

目1・一般管理費で996万6000円の減額を計上しております。節の欄ですが、節2・給料から節4・共済費までの996万6000円の減額の理由としましては、人事異動に伴う給料、諸手当の減額や職員1人の育児休業による影響が主なものでございます。

また、歳入につきましては、上の表の款4・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金で996万6000円の減額を計上しております。

以上で、議案第133号・令和3年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 診療報酬明細、レセプトの点検の委託というのがありますけど、例年どのくらいお支払いされてるんですか。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） 令和2年度の実績で委託料が804万9700円でございます。

○委員（橋本徳一郎君） これはもう、ここに書いてあるとおり、純粋に件数に応じたということですかね。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） はい、そうでございます。

○委員（橋本徳一郎君） 分かりました。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第133号・令和3年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号については、原

案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第134号・令和3年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第1号

○委員長（中村和美君） 次に、議案第134号・令和3年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） 国保ねんきん課、西田でございます。引き続き、よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） 議案第134号・令和3年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算について説明させていただきます。

今回の補正予算における人件費の補正内容につきましては、国民健康保険特別会計と同様、人件費の増減額を補正するものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条において、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億8072万7000円といたしております。

2ページをお願いいたします。

第1表・歳入歳出予算補正の下の表、歳出でございますが、款1・総務費、項1・総務管理費で169万1000円を増額補正し、補正後の予算額を6402万7000円といたしております。

それでは、歳出の具体的内容について御説明いたします。

5ページをお願いいたします。

下の表の款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費で169万1000円の増額補正をお願いしております。節の欄ですが、節2・給料から節4・共済費までの169万1000円の増額の理由としましては、人事異動に伴う給料、諸手当の増額や共済組合負担金の率改定による影響が主なものでございます。

また、2.歳入につきましては、上の表の款4・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・事務費繰入金に歳出と同額の169万1000円の増額を計上しております。

以上で、議案第134号・令和3年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第1号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第134号・令和3年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会します。

（午前11時00分 小会）

（午前11時01分 本会）

◎議案第135号・令和3年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第135号・令和3年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○長寿支援課長（成年後見支援センター所長兼務）（石本 淳君） おはようございます。長寿支援課の石本でございます。よろしくお願いいたします。それでは、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○長寿支援課長（成年後見支援センター所長兼務）（石本 淳君） 議案第135号・令和3年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号につきまして御説明いたします。なお、今回の補正予算における人件費の補正内容につきましては、他の特別会計と同様、人事異動に伴う給料、諸手当の増減や市町村職員共済組合の負担金の率改定等の影響による人件費の増減額を補正するものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ3888万3000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億2025万4000円としております。

2ページをお願いします。

第1表・歳入歳出予算補正の下段の表、歳出でございますが、款1・総務費、項1・総務管理費で674万円を減額補正し、補正後の予算額を2億2389万1000円としております。

また、款5・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金で4562万3000円を増額補正し、補正後の予算額を4797万3000円としております。

それでは、歳出の具体的内容について御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

まず、上段の表、款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費において、職員32人分の補正として、給料、職員手当等、共済費を合わせて674万円を減額しております。減額の理由は、人事異動等に伴う給料、諸手当の減による影響、職員2人の育児休業による不用額が主なもので、補正後の予算は2億2389万1000円といたしております。

続きまして下段の表、款5・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金、目1・償還金及び還付加算金に4562万3000円を増額し、補正後の額を4797万3000円としております。

内容につきましては、説明欄の国県等償還金事業になります。これは、令和2年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴い、超過交付となりました負担金及び交付金について、国及び県へ返還するものでございます。

また、歳入につきましては5ページをお願いいたします。

上段の表、款8・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金、下段の表、款9・繰越金、項1・繰越金、目1・繰越金で、それぞれ歳出と同額を計上しております。

以上で、議案第135号・令和3年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第135号・令和3年度八代市介護保険

特別会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会します。

（午前11時07分 小会）

（午前11時08分 本会）

◎議案第138号・令和3年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第138号・令和3年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○理事兼健康福祉政策課長（野田章浩君） 健康福祉政策課、野田でございます。よろしくお願いたします。失礼しまして、着座にて説明させていただきます。

それでは、別冊となっております議案第138号・令和3年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号について御説明いたします。

今回の補正予算における人件費の補正内容につきましては、先ほどの健康福祉部と同様、人事異動による給料、諸手当の増減や市町村職員共済組合の負担金の率改定等の影響による人件費の増減額を補正するものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7855万3000円としております。

2ページをお願いいたします。

第1表・歳入歳出予算補正の歳出でございますが、款1・総務費、項1・総務管理費で63万5000円を増額補正し、補正後の総額は7694万1000円としております。

3ページをお願いいたします。

第2表・債務負担行為で、医療事務業務委託に要する経費について、来年度にかけて債務負担行為を設定いたしております。限度額につきましては、単価契約となりますことから、1件当たり800円に、取扱い件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額80万円を限度額といたしております。これは、泉町にございます椎原診療所において、保険診療報酬の請求に係る医療事務を民間業者に委託しておりますが、新年度予算で契約するに当たり、4月1日の事業開始前に契約相手方の決定等の事前準備が必要になることから、今回、債務負担行為を設定するものでございます。

それでは、歳出の具体的内容について御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

下の表の款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費で補正額63万5000円の増額を計上しております。節の欄ですが、節2・給料から節4・共済費までの63万5000円の増額の理由としましては、人事異動に伴う諸手当の増額や共済組合負担金率改定による影響が主なものでございます。

また、歳入につきましては、上の表の款4・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金で63万5000円の増額を計上しております。

以上で、議案第138号・令和3年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第138号・令和3年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第144号・指定管理者の指定について（八代市泉地域福祉センター、八代市泉憩いの家、八代市五家荘デイサービスセンター、八代市柿迫生きがいセンター）

○委員長（中村和美君） 次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第144号・八代市泉地域福祉センター、八代市泉憩いの家、八代市五家荘デイサービスセンター及び八代市柿迫生きがいセンターに係る指定管理者の指定についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼健康福祉政策課長（野田章浩君） 引き続き、よろしくをお願いいたします。それではまた座って説明させていただきます。

それでは、議案第144号・指定管理者の指定について、議案の4ページになりますが、タブレット端末の指定管理者候補者の選定結果についてというタイトルの資料に基づいて説明させていただきます。

今回、指定管理候補者を選定いたしました八代市泉地域福祉センター等福祉施設につきましては、現在、社会福祉法人八代市社会福祉協議会を指定管理者としていただいておりますが、令和4年3月31日をもって期間満了となります。新たに指定管理を行うに際しましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の御承認をいただく必要がございますが、今回、その指定管理者の候補者を選定いたしましたことか

ら提案させていただくものでございます。

1の施設の概要を御覧ください。

今回御提案いたしましたのは、健康福祉政策課で所管しております八代市泉地域福祉センター、八代市泉憩いの家、八代市五家荘デイサービスセンター及び八代市柿迫生きがいセンターの4施設に係る指定管理者の指定についてでございます。

2の指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間となり、3の提案価格は6698万4000円でございます。

4の指定管理者候補者の概要ですが、今回の指定管理者候補者は、現在の4施設の指定管理者である社会福祉法人八代市社会福祉協議会で、所在地は八代市本町1丁目9番14号でございます。

2ページをお願いいたします。

5の指定の経緯ですが、この指定管理者の候補者選定につきましては、10月5日から10月29日までの間で公募を行いましたところ、2者から申請がございました。これを受けて、11月9日に指定管理者候補者選定委員会を開催し、次のページの選定集計表にありますように、各委員が選定項目に沿ってそれぞれ審査した結果、評点の平均点が最も高い社会福祉法人八代市社会福祉協議会を候補者に選定したところでございます。

以上で、議案第144号・指定管理者の指定についての御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 今回も公募をされて2者応募があったということで、ちょっと安堵したんですけども、提案価格については、現在指定管理者を受けていらっしゃるのとどんな状況になるんですかね。前回の委託期間と今回の委託、提案価格というのはどういう違い、ほ

ぼ同じ価格なんですか。

○理事兼健康福祉政策課長（野田章浩君） 前回は3年間で一応指定期間を設けまして、前回の提案価格につきましては、7503万2000円となっております。今回が6698万4000円ですので、約800万ぐらい減額というふうになっております。

以上です。

○委員（大倉裕一君） これ、従業員さんへの賃金というのをやっぱりきちんと出されるというところで、社協のほうは公募されてるというふうに思うんですけども、7500万円だから、900万円ぐらい前回と違う。年間300万という、1人のパートさんを雇うとかというふうなですね、それぐらいの金額変わってくるんですよ。その辺りをきちんと評価をされているのかどうか、その点いかがですか。

○健康福祉政策課長補佐（相澤 誠君） おはようございます。お世話になります。

今、委員さん御質問の800万円ほど、一応減額ということで、今まで3年間の実績を一応計算しまして、歳入のほうも多く、特に泉の地域福祉センターですかね、そちらのほうのデイサービスのほうの収入が増えたもんですから、見込みより多く入ってきてるもんですから、その分、委託料が逆に減ったということになります。賃金等を減らしたとかいうことでもございませんし。賃金減らすと、例えば、今回、五家荘とかはですね、なかなか職員の方が来てくれないような状況もございますので、そこはもう減らさないところで、社協さん、逆にもう増やしてですね、人員を確保したいということになっておられるということになっております。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） 了解しました。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 選定集計表の中に、経費削減のということもありましたけれども、これについて、先ほど言われた人件費もありま  
すけど、そのサービス内容の中にあんまり影響  
はないような形で検討はされてるかなと思うん  
ですけども。その内容まで踏み込んだ審査をさ  
れてるなと思ひまして、聞きたいと思ひます。

○健康福祉政策課長補佐（相澤 誠君） 今、  
委員さん御質問の件でございますが、一応、経  
費削減ということで、4つの施設を1つの法人  
のほうで一応管理しますので、その分いろんな  
発注とかです、そういったのが一括してでき  
るというふうなことがあります。そういった面  
で経費の節減が図られてるということになって  
る状況でございます。

○委員（橋本徳一郎君） そういう必要経費の  
部分です、資材の見直しなんかで減らして  
いただくのは大変結構だと思います。このサー  
ビス内容を、できるだけ低下させずにいろ  
んな方が参加できるような形で、サー  
ビスを行っていただいたらと思ひます。

以上。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（橋本徳一郎君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質  
疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより  
採決いたします。

議案第144号・八代市泉地域福祉センタ  
ー、八代市泉憩いの家、八代市五家荘デイス  
ャーセンター及び八代市柿迫生きがいセンタ  
ーに係る指定管理者の指定については、可決する  
に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本  
件は可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会します。

（午前11時20分 小会）

（午前11時21分 本会）

◎議案第160号・財産の取得について（八代  
市小・中・支援学校ICT機器類（タブレット  
端末機、モニター類、無線機（アクセスポイン  
ト）））

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第160号・財産の取得について  
（八代市小・中・支援学校ICT機器類（タブ  
レット端末機、モニター類、無線機（アクセ  
スポイント）））を議題とし、説明を求めます。

○理事兼教育政策課長（松川由美君） 教育政  
策課、松川でございます。

それでは、議案第160号・財産の取得につ  
いて着座にて御説明させていただきます。

議案3ページになります。

まず、1 取得する財産でございますが、八  
代市立小・中・支援学校ICT機器類でござ  
います。主なものといたしまして、タブレッ  
ト端末340台、モニター812台、無線LAN2  
86台などがございます。

本市では、昨年度、国のGIGAスクール構  
想の実現に向け、普通教室等へのネットワー  
ク環境整備や児童・生徒の1人1台端末整備な  
ど、ICT環境の一体的整備を行い、タブレッ  
ト端末を活用した授業や家庭学習を展開して  
きております。

しかしながら、そのような授業を実施して  
いく中で、教職員への1人1台タブレット端  
末の整備や特別教室等の通信環境整備、職  
員室・校長室などの通信環境の無線化とい  
った新たな課題が見えてまいりました。そ  
の課題解決のためとして、補正予算を9月  
定例会でお認めいただいていたICT機器類  
でございます。

次に、2 取得予定価格は、税込みで784万4000円。また、3 契約の相手方は、八代市東片町255番地108号、株式会社レイメイ藤井八代営業所でございます。

提案理由でございますが、予定価格が2000万円以上の動産取得につきましては、八代市有財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要があるとのことから、今回御提案させていただいているものでございます。

それでは、資料を配付させていただいておりますので、それに沿って購入予定のICT機器類について御説明させていただきます。

資料の2ページを御覧ください。

購入機器一覧としております。全部で7つの機器を購入予定でございます。

まず、タブレットパソコン340台です。教職員1人に1台タブレットパソコンを配付するため、不足する340台を購入するものでございます。配付予定の教職員は812名となりますが、各普通教室用として既に配付していたタブレットパソコンが472台ございますので、それを除いた不足分340台を購入するものでございます。

次のソフトウェアは、このタブレットパソコンに入れるソフトでございます。

次、3番から6番のモニター、USBキーボード、LANアダプタ、HDMIケーブルは、タブレットパソコンの画面が小さいことから、校務で使用することを考え整備するものでございます。モニター等につきましては、今回タブレットパソコン配付予定の全教職員812名分を予定しております。

最後、無線LANにつきましては、ICT教育推進のため、理科室や音楽室などの特別教室及び体育館等へのネットワーク環境整備として169台、また、教職員の執務室の無線化への取組として117台、計286台を予定してい

るところでございます。

メーカー及び仕様につきましては、資料に記載のとおりとなっております。

購入機器について所管します教育政策課からの説明は以上です。よろしくお願いたします。

○契約検査課長（岩崎伸一君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）契約検査課の岩崎でございます。どうぞよろしくお願いたします。

取得財産の説明に続きまして、その入札契約につきまして着座にて説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○契約検査課長（岩崎伸一君） それでは、資料の3ページを御覧ください。

初めに、1 競争入札に関する事項でございますが、令和3年10月26日に本件を制限付き一般競争入札に付す旨、公告いたしております。次に、2 競争入札に参加する者に必要な資格としましては、入札実施日を基準として、（1）に記載した5つの条件を全て満たすことを要件といたしております。

1つ目のアと2つ目のイを併せて申し上げますと、物品・役務の令和2、3年度八代市競争入札参加有資格者名簿におきまして、コンピューター関係機器類を希望し、かつ八代市内に営業所を有する者として登載された者であること。

3つ目のウと4つ目のエを併せて申し上げますと、公告日から契約締結日までの間に八代市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止期間中でなく、かつ八代市契約等からの暴力団等排除措置に関する要綱の規定に基づく排除措置期間中でないこと。

5つ目のオは、八代市における物品・役務の競争入札有資格者間において資本や人的関係のある複数の者の参加でないこと。

これらを資格要件としたところでございます。

次に、3 開札及び結果でございますが、公告日の翌日から競争参加資格確認申請書及び入札書の受付を行い、11月17日に開札を行った結果、5者の応札がございまして、株式会社レイメイ藤井八代営業所が7131万4000円で落札されております。

最後に、4 契約の概要でございますが、契約の件名は、入札件名と同じ、八代市小・中・支援学校ICT機器類購入であり、契約の相手方である株式会社レイメイ藤井八代営業所と、消費税を加算いたしました契約金額7844万5400円で、議会の議決をいただいたとき、本契約となる条件を付した仮契約を11月22日に締結したところでございます。

なお、物品・役務関係の入札におきましては、同一の物品や業務を反復または継続して発注することが多いため、予定価格は公表いたしておりませんが、落札率はおおむね94%でございました。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

**○委員長（中村和美君）** 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

**○委員（橋本徳一郎君）** 購入機器の中でLANアダプタというふうにあるんですけども、資料の2ページですね。無線LANであるというふうに認識してはいますが、これ、何のために購入される。

**○教育政策課主幹兼学校管理係長（松本 豊君）** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまのLANアダプタの使用用途について御説明をいたします。

まず、タブレットパソコンを大型モニターに接続するとなった場合にHDMIのケーブルで接続するということになります。タブレットパソコンのほうに現在、HDMIのケーブル端子

がないものですから、それをこのアダプタのほうで代用するということと、無線がきちんとつながらない場合を想定してLANの機能もですね、ついたのを入れております。最近のタブレットパソコンにはですね、無線のLANのジャックがないものですから、それも兼ね備えたアダプタを入れたところでございます。（委員橋本徳一郎君「無線ジャック」と呼ぶ）LANケーブルを入れるジャックのことです。（委員橋本徳一郎君「有線ですね」と呼ぶ）はい。でございます。

以上です。

**○委員（橋本徳一郎君）** あと、ソフトウェアのサーバー管理のライセンス料というのがあるんですけど、これは単独でのそれぞれのライセンス管理というのじゃなくてサーバーであるという意味での管理料でいいんでしょうか。

**○教育政策課主幹兼学校管理係長（松本 豊君）** サーバー管理ソフト、通称CALというんですけども、これは学校に生徒用のサーバーと教師用のサーバーを入れております。そのサーバーにアクセスするための管理——ウインドウズのほうが出しているんですけども、その端末1台ごとにそのCALをライセンスとして入れる必要があったため、購入したものでございます。今入ってるタブレットパソコン、もしくは校務用のノートパソコンのほうにも全てこれがライセンスとしてついてるところでございます。

以上です。

**○委員（橋本徳一郎君）** ということは、ライセンス管理をサーバーで一括してということのためのということですね。はい、理解しました。

**○委員（中山諭扶哉君）** タブレットパソコンが340台に対してモニターが812台になっているという、モニターセットですね。これはどういう理由なんですかね。

○理事兼教育政策課長（松川由美君） 説明で少しお話をさせていただいたんですけれども、今現在ですね、各普通教室に1台ずつタブレットパソコンを入れております。なので、それも活用して必要な先生方に配付するというようにしておりますので、本来でしたら812名の先生方にお渡しする。ただ、今、普通教室に使っているタブレットパソコンも活用することで、その不足分だけを今回購入するというように、それが340台ということになります。

以上です。

○委員（中山諭扶哉君） ありがとうございます。通常業務で使われるのになぜタブレットパソコンじゃないといけなかったのかというところがあります。校長先生とかですね、特にタブレットパソコンじゃなくてもいいんじゃないかというふうに思うんですけど、そこについては何か。どういう理由があってということは分かりますか。

○理事兼教育政策課長（松川由美君） 職員室のほうにですね、今現在、ノートパソコンが校務用として先生方には入っております。

今回、子供たちに1人1台ということでタブレットパソコンを配付いたしまして授業で活用するということになりました。授業で活用するに当たりましては、やはりそのパソコンを先生も持っていないとだめと、使えないということがありまして、持ち運びに便利なタブレット型というところで、ノートパソコンからタブレットパソコンのほうに移行していこうということで、今取り組んでいるところでございます。

以上です。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（中山諭扶哉君） はい、分かりました。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質

疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第160号・財産の取得について（八代市小・中・支援学校ICT機器類（タブレット端末機、モニター類、無線機（アクセスポイント））については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

執行部入替えのため、小会します。

（午前11時35分 小会）

（午前11時36分 本会）

◎議案第157号・八代市教育サポートセンター一条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

議案第157号・八代市教育サポートセンター一条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○教育サポートセンター所長（入佐正夫君）

失礼いたします。教育サポートセンター所長の入佐です。着座にて御説明をさせていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○教育サポートセンター所長（入佐正夫君）

議案157号・八代市教育サポートセンター一条例の一部改正について御説明をいたします。

議案書は43ページからとなります。

今回、八代市役所千丁支所に位置する八代市教育サポートセンターが、令和4年2月開庁予定の新市庁舎へ移転することに伴い、八代市教育サポートセンター一条例の一部を改正するものでございまして、内容といたしましては、八代

市教育サポートセンター条例、平成23年八代市条例第6号、第2条を改正するものでございます。

別添の資料を御覧いただきたいと思います。資料の新旧対照表がございますが、そこにありますとおり、現行第2条では、教育サポートセンターの位置が八代市千丁町新牟田1502番1となっておりますところを八代市松江城町1番25号に改めるものでございます。

条例の施行日につきましては、移転の日程が固まり次第、教育委員会規則において定めることとしております。

以上、御説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ありませんね。なければ、これより採決いたします。

議案第157号・八代市教育サポートセンター条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会します。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（午前11時38分 小会）

（午前11時39分 本会）

◎議案第155号・八代市国民健康保険条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第155号・八代市国民健康保険

条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） 国保ねんきん課、西田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） 議案第155号・八代市国民健康保険条例の一部改正につきまして御説明させていただきます。

議案書は37ページから38ページまでの部分でございますが、説明は資料八代市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要により説明させていただきます。

まず、資料の1.改正の趣旨をお願いいたします。

公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度は、出産時の事故により重度の障害を負ってしまった新生児の保護者に対して一定の補償を与えるという制度であります。この掛金が令和4年1月1日より変更されることに伴い、出産育児一時金の額を見直す旨、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和3年8月4日に公布されております。

この改正を踏まえて、国民健康保険におきましても同様の取扱いとする旨、国の通知があったことから、所要の改正を行うものでございます。

次に、2.改正概要をお願いいたします。

出産育児一時金の金額については、改正前40万4000円から改正後40万8000円と4000円引き上げ、その下にあります産科医療補償制度掛金（出産育児一時金加算部分）については、改正前1万6000円から改正後1万2000円と4000円引き下げ、総額を改正後も42万円に据え置くものでございます。なお、出産育児一時金については、八代市国民健康保険条例第6条で規定し、産科医療補償制

度掛金（出産育児一時金加算部分）については、八代市国民健康保険条例施行規則第7条の2で規定しているところがございます。

最後に、施行期日は令和4年1月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 出産育児一時金加算部分の1万2000円ですけど、これ、どういった形のときに追加されるというものなんでしょう。ちょっと勉強不足で申し訳ないです。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） これは、医療補償制度の掛金でございます。普通、出産をされる際に被保険者である入院される妊婦の方が支払われるものでございます。

○委員（橋本徳一郎君） はい、分かりました。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第155号・八代市国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第156号・八代市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 次に、議案第156号・八代市国民健康保険税条例の一部改正につ

いてを議題とし、説明を求めます。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） 国保ねんきん課、西田でございます。引き続き、よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） 議案第156号・八代市国民健康保険税条例の一部改正につきまして御説明させていただきます。

議案書は39ページから41ページまでの部分でございますが、説明は資料八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要により説明させていただきます。

まず、資料の1.改正の趣旨をお願いいたします。全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方税法が改正され、令和4年4月1日から未就学児の均等割保険税の軽減措置が講じられることを踏まえ、八代市国民健康保険税条例の所要の改正を行うものでございます。

次に、2.改正概要でございます。

①として、未就学児に係る均等割保険税について、その5割を軽減するものでございます。具体的には、最初の表、基礎課税額の被保険者均等割額2万9600円の改正内容の表を御覧ください。

7割軽減世帯は、元の均等割額2万9600円を7割軽減してあるので、改正前は8880円ですが、改正後はこの額をさらに5割軽減するので、4440円となります。5割軽減世帯、2割軽減世帯も同様の計算になります。一般世帯は、改正前は軽減なしで2万9600円、改正後はこれが5割軽減されるので、1万4800円となります。

また、その下の後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額9300円も計算方法は、上の基礎課税額と同様でございます。なお、①未就学児に係る均等割保険税について、その5割

を軽減することについては、本条例第23条に第2項を新設し規定しております。

次に、②についてでございます。これは、未就学児の均等割保険税の軽減措置の新設に伴い、条例における規定の整備を行うものでございます。

その下、③については、その他、規定の明確化や文言の修正を行うものでございます。

最後に、施行期日は、①と②は令和4年4月1日から、③は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（中村和美君）** 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

**○委員（大倉裕一君）** すいませんね。保険税が安くなるという受け止め方を今してるんですけども、国保全体で見たときにどれぐらいの影響額が出てくるのか。国保を運営するに当たって、今の保険税で大丈夫なのかということをお尋ねしたいというふうに思います。

**○国保ねんきん課長（西田裕一君）** 今回の未就学児の軽減に対する軽減総額は約8000万円と見込んでおります。

委員お尋ねの、今の保険税で大丈夫かということにつきましてですが、この軽減分は公費で支援されることになっておりまして、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1支援することになっておりまして、国保の財政には直接は影響がないと考えております。

以上でございます。（委員大倉裕一君「分かりました」と呼ぶ）

**○委員長（中村和美君）** ほかありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（中村和美君）** なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（中村和美君）** なければ、これより採決いたします。

議案第156号・八代市国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

**○委員長（中村和美君）** 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部は御退室ください。

（執行部 退室）

**○委員長（中村和美君）** 以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（中村和美君）** 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会します。

（午前11時50分 小会）

---

（午前11時50分 本会）

#### ◎所管事務調査

- ・教育に関する諸問題の調査
- ・保健・福祉に関する諸問題の調査

**○委員長（中村和美君）** 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査、以上の2件です。このうち、保健・福祉に関する諸問題の調査に関連し1点、教育に関する諸問題の調査に関連し2件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

- 
- ・保健・福祉に関する諸問題の調査

(新型コロナウイルスワクチン接種について)

○委員長(中村和美君) それではまず、新型コロナウイルスワクチン接種について説明願います。

○健康推進課長(子育て世代包括支援センター所長兼務)(稲本京子君) 健康推進課、稲本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、新型コロナウイルスワクチン接種について着座にて御説明させていただきます。

○委員長(中村和美君) はい。

○健康推進課長(子育て世代包括支援センター所長兼務)(稲本京子君) 健康推進課資料、新型コロナウイルスワクチン接種についてを御覧ください。

まず、(1)初回接種、1・2回目接種の接種状況を御報告いたします。

令和3年11月30日現在になりますが、65歳以上の高齢者では、2回目接種者数が4万1308人で接種率は96.58%と、ほとんどの方が接種を完了されております。これは、全国、県平均を上回っております。

次に、接種対象者12歳以上で見ますと、9万9024人の方が2回目接種を受けておられ、9割近くの方が接種されております。また、これは、市全体の総人口で見ましても、市民の8割近い方の接種が終了していることとなります。こちらも、全国、県平均を上回っている状況です。

2番目の追加接種、3回目接種についてですが、本市では、12月1日から開始しております。対象者は、初回接種の1・2回目接種が完了した方で18歳以上の方になります。約9万4700人が対象予定です。12歳から17歳については、現段階では対象外となっております。

接種スケジュールを図にしております。接種月ごとの対象者、見込み者数になります。こちらは1・2回目接種の対象である12歳以上の

接種者数を含んだ数になります。12月の医療従事者からスタートし、1月から高齢者施設入所者・従事者、2月には65歳以上の高齢者、3月から64歳以下の一般の接種を開始する予定としています。対象見込み者数は3月の2万5653人をピークに山なりに増減していきます。

2ページ目をお願いします。

使用するワクチンの供給についてですが、メッセンジャーRNAワクチンであるファイザー社ワクチンとモデルナ社ワクチンを使用します。現在は、薬事承認されているファイザー社ワクチンのみを使用しております。モデルナ社ワクチンについては、薬事承認を待ってからの使用となりますので、2月以降の配分予定となっております。

表は、現在国から示されている令和4年2月、3月分の八代市へのワクチン供給予定と接種対象者数になります。なお、4月以降のワクチン供給についてはまだ示されておられません。

まず、接種対象者数ですが、1・2回目と同じワクチン接種とした場合、ファイザー社ワクチンが2月の1万9026人、3月の2万2216人、計4万1242人で92%を占めます。一方、モデルナ社ワクチンは、3月の3437人で8%です。

これに對しまして、2月、3月のワクチン供給数は、ファイザー社ワクチンが2万5470回分、割合として54%、モデルナ社ワクチンが2万1900回分で46%の予定です。

表のとおり、2月、3月の接種予定者のうち、ほとんどの方が1・2回目にはファイザー社ワクチンを接種されております。仮に全ての方が3回目接種を同じファイザー社ワクチンで希望された場合、多くの方が希望どおりに接種できない状況になります。

国は、3回目接種について、ワクチンの交互接種を認めておりますが、市民の皆様が安心し

て接種できるように、国からの交接種についての正しい情報など、しっかりと周知を行ってまいります。

また、モデルナ社ワクチンの接種体制も必要になります。

2回目接種完了からの接種間隔につきましては、11月26日付の国の通知では、初回接種の2回目の接種から原則8か月以上としております。例外的な取扱いとして、地域の感染状況やクラスターの発生状況などで非常に特殊な状況の場合は、厚生労働省に相談した上で6か月以上での接種間隔も認められる場合があります。

しかしながら、12月に入りましてから、接種間隔の前倒しの可能性について、引き続き検討すると国が表明したと報道等がされているところです。

接種券の送付についてですが、11月中旬に2回目接種から8か月を経過する方に対しては、11月22日に郵送しております。以後は、2回目接種から8か月経過した方に毎週1回郵送予定としております。

接種体制につきましては、ファイザー社ワクチンについては、1・2回目接種で個別医療機関での接種協力体制が十分にあったことから、3回目接種についても医療機関による個別接種を中心に実施を予定しております。集団接種についても、会場等を含め、現在検討中です。

また、1・2回目接種では、県の大規模接種や職域接種での使用に限られていたモデルナ社ワクチンについても、市での接種体制の整備が必要となりますので、現在、個別接種・集団接種両面で検討しており、関係機関と協議を進め、早急に体制を整備してまいります。

次に、65歳以上の高齢者のタクシーの利用助成につきましては、1・2回目と同様に、3回目の接種も実施を予定しております。これは、高齢者が新型コロナウイルスワクチン接種

のためにタクシーを利用された場合、自宅と接種会場の往復を対象とし、タクシー初乗り運賃相当額630円を助成するものです。

最後に、小児——5歳から11歳の接種についてでございますが、まず、本市の5歳から11歳の対象者数を申し上げますと、令和3年10月31日現在で7253人でございます。この小児の接種につきましては、国から、早ければ2月頃から開始する可能性があるため、接種体制の検討、準備を進めるよう指示がっております。現在、市郡医師会等と協議を進めているところです。

以上、説明を終わります。

**○委員長（中村和美君）** 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

**○委員（橋本徳一郎君）** ファイザー社ワクチンが認められているのでということですが、モデルナ社ワクチンも含めて、今後されると。その副反応ですね、の報告なんかは、それぞれ受けられてるのかなと思ひまして、具体的な例があったら、教えてください。

**○健康推進課審議員兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（森田克彦君）** 副反応についてでございますが、医療機関のほうで接種をされた場合、4時間以内の副反応等については国のほうに報告することとなっております。八代市のほうで、現在、副反応の報告がいただいておりますのが、現在14件ございまして、ファイザー社ワクチンについては11件、モデルナ社ワクチンについては3件報告をいただいております。

報告内容としましては、接種後の発熱や頭痛、悪寒、また、意識あたりの消失等の報告もあっております、また、倦怠感等の報告もいただいております。

以上でございます。

**○委員（橋本徳一郎君）** 副反応で結構そういう反応でということで、いろんなネットの書き

込みなんかもですね、受けたくないという方も結構おられるんですけど、その効果に対してしっかり周知をしていただいでですね、ぜひとも打っていただくようにということと、あと、報告にもありましたけど、8か月を待たずに6か月でという可能性もあるということでしたので、ブースター接種という意味では、6か月が海外では標準的になっておりますので、ぜひ広げていただきたいなと思います。意見です。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（大倉裕一君） 具体的に接種に入っていくわけですけど、1・2回目接種した証明書みたいなのが個人で保管されてると思うんですけど、中には、8か月もたちますと紛失したと、どこに行ったか分からないということもあるかと思うんですが、この3回目の接種券だけを持っていけばいいということになるのか、その辺り御説明いただければと思います。

○健康推進課審議員兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（森田克彦君） 3回目接種につきましては、また接種券と接種済証というのを発行することになりますが、そちらのほうに1・2回目の接種の状況もですね、記載して発行するようにしておりますので、まずは3回目接種の接種券のほうに1・2回目接種記載しておりますので、そちらを確認していただいた上で接種いただきたいと思っております。

○委員（大倉裕一君） だから、1回目と2回目の接種券というのは、ちゃんむり要らんということですよ。3回目の市から送られてきた接種券があれば受診は可能だということですね。

○健康推進課審議員兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（森田克彦君） そちらに1・2回目接種の接種日を記載しておりますので、そちらで接種可能となっておりますので、そちらを利用していただければと思っております。

ただ、市外のほうで1・2回目を接種された場合はですね、接種記録等が本市にございませんので、前の市のほうで発行された接種済証あたりは必要になる場合もございます。

○委員（大倉裕一君） 私、県の集団接種ですね、グランメッセ熊本で受けたんですけど、県の情報というのは市のほうに入ってくるんですか。

○健康推進課審議員兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（森田克彦君） 八代市の住民の方の情報については、県の広域接種で接種されたデータも私どものほうに届いておりますので、そのデータを記載した上で接種券を発行することになります。

○委員（大倉裕一君） すいません、くどかっですけど、市外から移住をしてきて、そういった場合にデータが反映されない場合があるということ認識すればよかですかね。

○健康推進課審議員兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（森田克彦君） 市外の方の接種状況については、本市のほうで情報を把握しておりませんので、市外のほうで打たれた場合はそちらの接種済証が必ず必要になります。ですので、2回目接種から8か月後経過された方が接種対象ということになります。

○委員（中山諭扶哉君） ということは、可能性として、1人の方が例えば4回打たれるとか、そういう可能性もあるわけですか。

○健康推進課審議員兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（森田克彦君） 市外の方につきましては、接種情報が本市にございませんので、実際転入されたときにですね、以前市町村の接種済証あたりをこちらに申請をいただきまして、確認をした上で接種券を発行いたしますので、そういった間違いがないように取扱いをしていきたいと考えております。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（中山諭扶哉君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、新型コロナウイルスワクチン接種についてを終了します。

執行部入替えのため、小会します。

（午後0時05分 小会）

（午後0時07分 本会）

・教育に関する諸問題の調査

（第3期八代市教育振興基本計画（素案）について）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、第3期八代市教育振興基本計画（素案）について説明を願います。

○教育部長（中 勇二君） 教育部でございます。よろしく申し上げます。

教育振興基本計画は、本市の教育行政の基本的な方針等を定めたものでございます。現在、第2期の最終年度となっております。第3期の計画を策定中でございます。

本日は、その中間報告をさせていただきますので、よろしく申し上げます。説明は、教育政策課の松川課長が申し上げますので、よろしく申し上げます。

○理事兼教育政策課長（松川由美君） 教育政策課でございます。それでは、着座にて第3期八代市教育振興基本計画素案につきまして説明させていただきます。よろしく願いいたします。

説明資料といたしまして2つ。1つが第3期八代市教育振興基本計画素案についてと書かれた3枚とじのものと、もう一つが第3期八代市教育振興基本計画素案と書かれました67ページにわたります資料を配付をいたしております。本日は、3枚とじの資料のほうに沿って説明をさせていただきます。

それでは、2ページを御覧いただきたいと思

います。

第3期八代市教育振興基本計画素案（概要）としております。IからVまで項目立てまして、第3期の本市教育振興基本計画素案の概要について記載いたしております。

まず、I 策定の趣旨でございます。

本市が目指す教育の姿の実現に向け、今後4年間、令和4年から7年度の方向性を示すために、教育基本法に基づき、国や県の教育振興基本計画を参考にし、また、市長が定める八代市教育大綱の内容を尊重しながら策定する計画ということになります。

そこに図が示されておりますけれども、今申し上げましたことを図式化したものでございます。

左側、国・県の計画を参考にするとともに、本市の最上位計画であります総合計画を具体化——上のほうでございます。また、市長が定める教育大綱の内容——下のほうになりますけれども、それを尊重した計画となるよう努めなければなりません。今年度策定中の総合計画第2期基本計画及び教育大綱と整合性を図りながら、現在策定作業を進めているという状況でございます。

策定の体制といたしましては、もう1ページめくっていただきまして、資料の3ページになりますけれども、こちらの資料の一番左側の列ですね。上のほうになりますけれども、上から議会（文教福祉委員会）、教育委員会、政策会議次長会と書かれている部分になりますけれども、中ほどにですね、プロジェクトチームと、その上に検討部会、その上に策定委員会とございます。この3つが、本計画の内容を検討する組織でございます。

プロジェクトチームは、教育部各課かいの課長補佐、係長級職員による構成、検討部会は、部次長及び課長級職員による構成となっております。

また、外部機関と書いてございます策定委員会につきましては、学識経験者、学校長、保護者、地域住民の方々10名による構成となっております。厚いほうの資料のほうの末尾のほうにですね、具体的な名前、名簿が掲載されておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

それでは、資料ですね、また2ページのほうにお戻りをいただきまして、次にⅡ 第3期計画の基本的方針としてございます。

まず、構成についてでございますが、第3期の構成は、第2期計画の施策体系図、計画の構成を引き続き維持した形での計画を予定しております。

基本理念としましては、やつしろの絆でつむぐ心豊かな人づくりとし、基本目標、基本方針、主な施策といった体系としております。

また、策定者及び対象範囲も第2期計画と同様、策定者は八代市教育委員会、対象範囲は八代市教育委員会の職務権限の範囲の教育に関することとしております。

続きまして、Ⅲ 第2期基本計画からの主な変更点でございます。

第3期計画は、第2期計画をベースにしながらか修正を加える形で策定作業を進めておりますが、主な変更点は2点ございます。

まず1点目、社会経済情勢の変化への対応でございます。資料のほうは4項目、細目上げております。

まず1つに、災害関係があります。

5年前の熊本地震に引き続き、昨年度、本市は7月豪雨災害に見舞われました。この大きな2つの災害を経験した本市としましては、災害関係についての施策を推進・継承すべきとの考えから、災害関係について1つの基本目標として設定をし、それに伴い基本方針も1つ設けることといたしております。

よって、第2期では5つの基本目標だったも

のが6つに、17の基本方針だったものが18になっております。

次に、新型コロナウイルスへの基本的な対応方針を記載しております。

新しい生活様式の実践と、あとコロナ禍における教育活動の円滑な推進について記載をしているところです。

このほか、あと2つですね。教育を取り巻く社会情勢や国の動向、それともう一つが第2期計画の取組状況や課題を踏まえた施策の設定を行っております。

それから、大きな2つ目としまして、指標の設定がございます。

第2期計画の際には、教育の進捗状況を数値ではかることが困難なものもありますので、指標を設定しておりませんでした。しかしながら、国の第3期教育振興基本計画におきまして、今後の教育政策の遂行に当たっては特に留意すべき視点として、客観的な根拠を重視した教育施策の推進が示されていることから、本市の第3期計画では、進捗状況を客観的にはかることができる指標を計画の中で設定をいたしております。

以上、ただいま申し上げましたような変更を加えまして、この資料の2ページの右側のような基本目標及び基本方針といたしました。

それでは、右側ですね。Ⅳ 本計画で取り組むことを御覧いただければと思います。

括弧書きの数字は、もう一つの厚い資料のほうにどのページに書かれているかということを表したものになっております。

本計画で取り組むことにつきましては、計画素案の22ページから59ページにかけまして、第5章基本方針・主な施策として記載しております。その内容を表にまとめたものが、この右側のほうになります。

内容につきましては、記載のとおりでございます。特に下のほうの6、太く囲んでおりま

すけれども、6番が災害からの復興を進め教訓を継承しますとして、災害関係のことを記載しております。

先ほど、第2期計画からの変更点について御説明をいたしましたけれども、この部分が増えたということになります。

そして、V 新型コロナウイルス等の感染症への対応についてでございます。

本振興計画の対象期間である4年の間、施策を展開していく上で、新型コロナウイルスなど感染症への対応を念頭に置きながら施策を行うことが必要になりますことから、感染拡大防止と教育活動の両立のための基本的な対応方針について、素案の21ページ、1ページのスペースを使って記載をしているところでございます。

以上が第3期八代市教育振興基本計画素案の概要でございますが、最後に今後のスケジュールについてもお伝えしておきたいと思っております。

もう一枚おめくりいただきまして、3ページをお願いいたします。

左上の欄ですが、先ほど御覧いただきました議会となっておりますけれども、その横軸12月のところを御覧いただけますでしょうか。本日が12月定例会中間報告と記載しております。

今後のスケジュールといたしましては、去る11月30日に策定委員会を開催いたしております、そこで出た御意見、また本日、文教福祉委員の皆様から頂戴しました御意見を反映させて素案を調整することといたしております。また、市の総合計画との整合性も図った上で、1月に2つの内部会議——次長会、政策会議にかけまして、その後下旬にパブリックコメントを実施し、先ほど申し上げました関係します3組織で、その意見を反映させた最終案を3月上旬までに策定することといたします。

それを教育委員会に提案し、議決いただきま

したら決定という運びになります。そして、本文教福祉委員会の委員の皆様方に3月定例会におきまして、本日のような所管事務調査の中で報告をさせていただくというような予定を立てております。以上がスケジュールでございます。

以上、八代市教育振興基本計画の素案についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） 本件について何か質疑、御意見等ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 2ページの指標の設定のところで数値化できないところを客観的な根拠を重視して策定されたというふうになっているんですが、これ、どういうふうにして評価をされるんですか。

○理事兼教育政策課長（松川由美君） ボリュームがあります67ページほどで作っております素案のほうのですね、後ろのほうにですね、62ページから指標一覧ということで載せさせていただいてはおりますけれども、実際活動ではなくて効果が見えた形の数値が出せるものにつきましては、そちらを出させていただいております。元年度は数値は幾つだった、それが昨年度令和2年度は幾つでした。今度、この計画第3期計画が終了します7年度ぐらいには幾つという目標値を設定をいたしまして、それぞれにここは62ページから64ページまでに記載をさせていただいておりますような、各項目ごとのですね、目標設定をさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員（橋本徳一郎君） ちょっと細かくは、またそちらのほうを見せさせていただきたいと思っております。

あと、スケジュールの中でパブリックコメントも検討されてるということなんですが、これまでのパブリックコメントを見る限りはあんま

り意見が集約されてないですよ。この辺をちよっときちっと周知をしていただいで、できるだけ多くの方の意見は集約できるようにしていただきたいなと思います。意見です。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（大倉裕一君） 今回の6番で基本目標が入ったということでもありますけれども、いいことだというふうに思います。ただ、災害に実際遭った子供たちの心のケアというところでもすね、継承するのも大切なことだと思いますけれども、そういったところで被災してしまった子供のケアというところも丁寧に取り組んでいくというようなところもすね、背面にあつていいのかなというふうに思いますので、そちらのほうも忘れられないような取組を期待しておきたいというふうに思います。

それと将来の子供たちを大人がすね、育てていくということですので、この部分に全てのものが乗っかっていくんだと思いますので、これからの、今、橋本委員がおっしゃったようにパブリックコメント、そういったところの意見にも真摯にすね、対応していただくようお願いをしておきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、第3期八代市教育振興基本計画（素案）についてを終了します。

---

#### ・教育に関する諸問題の調査

（八代市学校給食施設再編整備方針（案）について）

○委員長（中村和美君） 次に、八代市学校給食施設再編整備方針（案）について説明願います。

○教育部長（中 勇二君） 引き続き、よろしくお願います。

本市では、現在8つの単独調理場と6つの給食センター、計14の施設が稼働をしております。その全ての施設が合併年度までにそれぞれの市町村で計画整備されたものであり、中には40年、50年を経過した施設もございます。そのため、施設の更新が喫緊の課題となっております。そのため、まず、具体的な整備計画を策定します前に、その前段階として基本的な方針の取りまとめに取り組んでまいりました。

今般、執行部としての案がまとまりましたので、今日は報告をさせていただきたいと思えます。説明は、教育政策課の松川課長から申し上げますので、よろしくお願います。

○理事兼教育政策課長（松川由美君） 教育政策課、松川でございます。

それでは、引き続きまして、学校給食施設再編整備方針（案）につきまして、着座にて御説明させていただきます。

資料のほうですけれども、今回も2つお渡しをいたしておりました。表紙に八代市学校給食施設再編整備方針（案）と書かれたものが1つ、それともう一つが右上のほうに資料1と書かれまして、学校給食センターの数についてと書かれたものでございます。

まずは、整備方針（案）に沿って説明をさせていただきます。

それでは、1ページを御覧いただきたいと思えます。

1 はじめにでございます。本市の学校給食施設の現状について、また、それを踏まえたこれまでの対応について記載いたしております。

八代市の学校給食については、平成17年8月1日に市町村合併しましてから、泉学校給食センターが東陽学校給食センターに統合されたものの、それ以外の学校給食施設については、合併前のそれをそのまま引き継いでいる状態に現在もでございます。

本市における学校給食施設は、単独調理場が8か所、学校給食センターが6か所あり、特別支援学校、幼稚園を含む46校・園に1日約1万1000食を提供しているというような状況でございますが、その中で課題が幾つか見えております。

以下5項目上げております。まず1つ目、14調理場のうち8か所が築30年以上経過し、学校給食衛生管理基準というのが平成21年に現在の形で出されているんですけども、それに適合していない調理場が9か所ございます。現在、その調理場については、作業方法を工夫し、国が認めております運用により対応しているところでございます。調理スペースの全館空調設備がありませんで、高温多湿となることから食品衛生上、また調理員の体調管理の上でも好ましくないという状況でございます。具体的な各調理場の状況につきましては、3ページに載せておりますので、そちらをちょっと御覧いただければと思います。

平成21年度に施行されました学校給食衛生管理基準には、厨房システムはドライ式、また空調設備も全館のものを設置することがうたわれておりますが、本市14施設の状況は、今御覧いただいているような一覧表のような状況になっております。

厨房システムにつきましては、下のほうに米印で厨房システムについてと記載しております。

ドライとは、調理場内の床を乾いた状態で使用し、床からはね水などによる2次汚染を防止するため、シンクやスライサーなどからの排水は、床下の排水管に直接接続するなど、施設・設備面での対応が取られています。床はぬらさないという形ですね。それに対しまして、一方ウエットの調理場では、作業面での改善や厨房備品の買換えなどを行い、できるだけ床を水でぬらさないドライ運用と、今現在していると

ころでございます。

それでは、1ページのほうにお戻りをいただきまして、2つ目ですね。

老朽化への対応や学校給食衛生管理基準に適合させるためには、大規模改修が必要となりますが、既存の施設では必要面積を確保できず、既存施設の改修での対応は難しい状況でございます。衛生管理基準のほうでございますね、スペースにつきましては、汚染作業区域、非汚染作業区域、その他の区域に分けることですか、あと物品が納品されたときに検収します部屋、あと保管する部屋、下処理する部屋、調理する部屋とかいうふうに各作業区域ごとに区分するように努めてくださいというような内容になっておりまして、それをいたしますには、今現在の調理場のスペースではちょっと対応が難しいということになります。したがって、大規模改修での対応は困難という結論になっているところでございます。

3つ目、既存調理場の中には基準に適合する比較的新しい施設もございますけれども、調理可能食数が少ないため、移行する調理場の食数を受け入れることは厳しいということになります。

4つ目、各調理場の老朽化に伴い、修繕や設備更新に多額の経費が今現在かかっておりまして、現施設数14を維持していくことは困難ということです。

それから最後5つ目、少子化による児童・生徒数の減少に合わせまして効率的運営をすることが必要になります。そのためにも集約が必要と、今のところ考えております。

ただいま申し上げましたような状況を踏まえまして、本市では平成28年度に外部有識者から成る学校給食施設あり方検討会を設置し、先進地視察を含め5回の会議を経て、単独調理場見直し、原則学校給食センターへ移行するなどの提言を頂戴しました。

それを受けまして、令和元年度、庁内に学校給食施設再編整備方針策定委員会を立ち上げまして、昨年度、同整備方針の素案を策定したところでございます。

2ページから6ページにかけましては、関係資料として添付させていただいておりますが、説明は本日は割愛させていただきまして、方針（案）の内容に早速入らせていただきたいと思います。

7ページ、一番後ろのほうになりますけれども、そちらのほうに整備方針とあります。そちらを御覧ください。

(1) まず、学校給食施設についてでございます。単独調理場と既存の学校給食センターを、新設する学校給食センターに統合・再編いたします。

黒ぼつの部分になりますけれども、センターはどういう施設にするかということで書いております。

新設する学校給食センターは、食数に適した広さとし、調理場内の適切な温湿度の確保、センター内での2次汚染防止のためのエリア区分、ドライシステムの導入など、学校給食衛生管理基準に適合した施設とします。

また、アレルギー対応食専用の調理ラインも整備し、学校給食における食物アレルギー対応指針に沿った安全で安心な学校給食を提供します。

それから、泉第八小学校は単独調理場として存続をいたします。

次、(2) 学校給食センターの数についてです。

統合再編後の学校給食センターは3か所といたします。理由としまして、黒ぼつ2項目記載しております。

調理後2時間以内で喫食できるよう配送時間を考慮します。これは、学校給食管理基準にうたわれている内容になっております。

また、感染症、食中毒の発生、災害等によるリスク分散も考慮します。

次、(3) 八代支援学校の対応です。

今回の方針案では、八代支援学校の給食につきましては、単独調理校ではなく給食センターで作って配送してもらうこととしております。単独調理校としない分、以下のような対応を講じますということで、2項目書いております。

次、(4) 学校給食センター建設までの取組でございますが、老朽化し、耐震基準を満たしていない調理場の対応を急ぎます。それと、隣接し、児童・生徒数も減少している調理場の統合について検討します。

最後、(5) 学校給食センター新設後の取組です。

使用年数や劣化状況に応じた予防保全の観点から、ボイラー設備、給排水管、電気設備、調理機器等については、おおむね20年ごとに調理施設としての使用に耐え得る改修を実施し、可能な限り長寿命化を図ります。

以上が八代市学校給食施設再編整備方針（案）の御説明でございます。

それでは、すみません、もう一つの資料、資料1と右上のほうに書いてあります学校給食センターの数についてを御覧いただきたいと思います。

方針（案）では、センター数を3か所とすると申し上げました。その理由説明でございます。

2ページを御覧ください。

1. 再編整備3か所の根拠についてでございます。根拠として4点上げております。

まず1点目、食中毒防止のため、配缶から喫食までに要する時間は2時間以内と、学校給食衛生管理基準にあります。各学校に1便ずつです。ね、ピストン輸送みたいにして配送車を出せばいいんですけども、実際はコンテナを載せて食数を考慮して、効率的ルートにより複数

校を經由して配送をしています。

2点目、感染症や食中毒の発生、設備機器のトラブル等により給食センターがですね、動かなくなった場合ですね、影響を与える学校数も考慮すると、食数が少ないほどリスク分散になるということになります。それからいきますと、2か所よりも3か所のほうがリスクが分散されるということで、建設経費も含め総合的に考えると3か所がベストかなと、今考えているところです。

3点目、これまで単独調理校に納品していた小規模商店さん側のことを考えますと、小規模の商店さんですと、受注量に限りがあります。大規模の調理センターになると対応が難しいというようなことも発生をいたします。

4点目、配送時間は、各学校の短縮授業や行事等に合わせて、今現在も行っているところがございます。配送校が多数になりますと、調理開始時間やルート変更等が発生し、時間内の配送が困難になるというようなところがございます。以上のようなことから、3か所がベストかなと、所管課としては考えるところでございます。

それでは、その下のほうですね。3か所とするに当たりまして、特に配送時間と経費がポイントかなということで、それについての御説明と書かせていただいております。

まず、配送時間について。調理から児童・生徒の喫食までの流れと所要時間につきまして、ここに書かれているような進み方、時間経過となるわけですけれども、ポイントになりますのが、12時頃、校長検食というのがございます。各学校ともですね、校長先生とかが12時頃に検食をされます。上に書いておりますように、調理場からの配送が11時20分頃となりますので、そこから逆算しますと、各学校への配送時間の上限は40分間ということになります。この流れでいきますと、13時ぐらいに

子供たちが喫食ということで、衛生基準も満たすということになります。

そこで、配送時間を40分ということを念頭に、センター数ごとに配送車数の違いがあまりないようにして、まずシミュレーションをしてみました。その結果がですね、1枚おめくりいただきまして、3ページのほうになります。時間比較ということで、2か所案、3か所案、4か所案ということで、まず、大体2か所が①が配送車が16台、3か所案が14台、4か所が15台ということで、あんまり配送車を変えないところでどうだろうかというふうにしたところです。

そうしましたところ、2か所案の場合はですね、ちょっと50分とか、60分とかかかるような状況になりまして、40分以内での配送というのが難しいということになりました。

そこで、2か所案のところの②のところでも40分以内の配送が可能となる場合ということで見てみましたところ、配送車が21台要りますということになりました。21台あれば40分以内に配送が可能です。

それでは、4ページをお願いいたします。

次、経費について考えてみております。

箇所数ごとの経費は幾らになるのかなという比較表でございます。建設経費から40年間施設を使用すると設定をいたしまして、維持経費まで含めた総経費についてが2番から5番までのところになります。厨房機器メーカーのほうで食数の規模ごとに経費のシミュレーションを出したものがありますので、それを参考に計算をしております。

2番が建て替え費用になります。

次3番が1年当たりの維持経費になります。

次4番が40年間の維持管理ということで、3番の単年度、1年当たりの維持費を掛ける40したものになります。

それと5番が、40年間の総費用ということ

で、2番の初期、一番最初に建て替えた費用と40年間の維持管理の、ナンバー2とナンバー4を足し込んだのがナンバー5ということになります。2センターですと、235億7800万円、3か所で230億円、4か所で269億6000万円となりまして、経費面を考えますと、3センターが最も低いという形になります。

以上、経費面の比較のほか、下のほうですね、人員配置や配送車数、あと学校の日課変更への対応、アレルギー食提供への対応など、複数の面から比較をしております。

これらを総合的に判断しまして、所管課としましては3か所がいいのではないかということになったものでございます。

ただ、今後、専門の業者に規模、候補地、事業の実施手法など、多角的に調査、分析、検討等を行った上で最終的に箇所数については決定したいと考えているところです。

今後のスケジュールといたしましては、本日、文教福祉委員の皆様へ御説明しました後、パブリックコメントを行い、修正を加えまして、3月の教育委員会に提案、議決いただけましたら、方針として決定となります。皆様には、また3月定例会で御報告させていただき予定でございます。

以上、八代市学校給食施設再編整備方針（案）についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

**○委員長（中村和美君）** 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

**○委員（橋本徳一郎君）** 3か所にまとめるということの経費的な部分では納得というか、理解はできると思うんですけども、例えば、今、個別で作られているところ、坂本なんかはそうですね。非常に給食がおいしいというふうなことも聞いているんですけども、その辺の柔軟的な対応だとか、アレルギー食もラインがある

というふうに言われますけど、これこそ何種類も出てくると思うんですが、その辺の個別の対応みたいなものをどういうふうにするのかなというのをですね、これからの具体的なところだと思うんですけど、ぜひしっかり検討と、現場の先生方の意見もですね、しっかり聞いていただきたいなと思います。

**○委員長（中村和美君）** いいですか。

**○委員（橋本徳一郎君）** はい。

**○委員長（中村和美君）** ほかにありませんか。

**○委員（大倉裕一君）** リスクの説明をされたですよね。給食センターが機能しなくなった場合という話を。今の現状を見てみると、例えば、ノロウイルスとかで、ある給食センターが止まりました。そしたら、すぐもう次の日から保護者に弁当持ってきてくださいという話ですよ。なのに、今回はリスクをうたっているんですけど、多分給食センターが機能しなくなったところを補完しようというような思いが、ちょっとその文面から伝わってくるんですけど、そういうふうな方針で変わるのか。今のままでいくのであれば、このリスクの部分というのは考える必要はないというふうに、私は今聞いたんですよね。その辺り、どんなですか。

**○理事兼教育政策課長（松川由美君）** 委員さんがおっしゃるのもよく分かりますが、リスクのお話をしたのは、単独校を、全部の学校に個別で40校なら40校ですね、1校1校造ってあればいいのかもしれないんですけども、給食センターに集約すると考えた場合に、2か所、3か所、4か所と考えたときに、2か所だったら、先ほど申し上げました1万1000食を今作っているの、1施設当たり5000食以上を対応しなければならない。そのときに、例えば、施設が急にボイラーが点火しなくなったとか、職員がちょっとノロウイルスに罹患したとか、そういうのが発生したときにもう5000食の御家庭にお弁当を持ってきてください

とかということになるので、それよりは3センターにして、3000とか、4000にしたほうが御家庭のリスクが分散されるかなと、そういう意味合いでのリスク分散というところでの意味合いではございました。

○委員（大倉裕一君） 家庭に負担のかかってくるというのは、どの家庭も変わらんとするんですよ。弁当を持ってきてくださいと言われるとは。え、えーって話じゃありながら、作らなっただすよね。逆に、そういう考え方になるならば、給食センターが機能しなくなっても、ほかの給食センターで補完できるというような話に持っていきべきだと私は思うんですよ。保護者の弁当を作らせるという形じゃなくてですね、何か焦点がずれるかもしれないんですけど、ちょっと何かそのリスクの部分に分かりづらいです。保護者に負担をかけないという話なのか、どこにリスクを置いてあるのかというのがよくつかめないです。

○理事兼教育政策課長（松川由美君） 委員さんにきちんとお答えできてる発言になるかわかりませんが、今だったら、例えば、3000食のセンターが使えなくなったら、3000人の御家庭で済むんですけど、2センターになったら5000人の御家庭ということで、影響を与えてしまう家庭数が増えてしまう。そういうリスクを、教育委員会としては極力御迷惑をかけたくないというところで考えているということではございます。

○委員（大倉裕一君） 気持ちは分かります。気持ちは分かります。だけど、なかなかその、私は、その前に給食センターが1つ機能ができなくなっても、ほかの給食センターで補完できるというようなシステムができんのかなというのが。せっかく再編するんであればですね、そういう思いを何か模索していただきたいという気持ちがあります。せっかく負担をかけないというのであればですね。それはあくまでも素

案ですので、そういう思いを持っているというところを意見として。

○委員長（中村和美君） 大倉委員、意見としていいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（中村和美君） 執行部も今、大倉委員の意見としてのことでございますので、それも検討課題にぜひ入れていただくということで、よろしいですか、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 全然構いません。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（中山諭扶哉君） すいません、参考でいいので、ちょっと教えていただきたいんですけど、栄養士の数、調理員数、配送員数、配送車数、現在の数を教えていただけないですかね。

○理事兼教育政策課長（松川由美君） それではですね、14の施設全てでよろしいですか。

（委員中山諭扶哉君「はい」と呼ぶ）まず、じゃ、センターのほうから。麦島給食センターですね。（委員中山諭扶哉君「全部集計しているのかあれば、それを」と呼ぶ）あります。一覧表がありますので、後ほど。（委員中山諭扶哉君「はい」と呼ぶ）

○教育部長（中 勇二君） お答えします。

栄養士の数が11名です。それから、調理員数がですね、114、それから配送員が20ですね。配送車は13台ということになります。それが現状です。

○委員（中山諭扶哉君） ありがとうございます。資料があれば、また後ほどいただければと思います。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（中山諭扶哉君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） あと納入業者が小さいところだと困難というふうな報告もありましたけども、その分を埋めるというか、実際セン

ター化で3か所になった場合、八代市学校給食会になると思うんですけど、実際給食の食材を入れることで商売が成り立ってるところも結構あると思うんですよね。そういったところの活用なんかもぜひ考慮していただきたいなと思いますけどね。意見です。

○委員長（中村和美君） 意見ですね。

ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、八代市学校給食再編整備方針（案）についてを終了いたします。

このほか当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き、閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって文教福祉委員会を散会いたします。

（午後0時48分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和3年12月14日

文教福祉委員会

委員長